

保護者 様

立川市教育委員会事務局教育部
学校給食課

長期欠席等による給食提供の停止に係る申出について

日頃より安全・安心な学校給食の提供にご理解とご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和5年度から学校給食費の徴収管理を市が行うことになったことに関連し、給食提供を停止する日を明確にするため、長期の欠席等により給食提供を停止する場合は、保護者から学校に対して申出書の提出をお願いすることとさせていただきます。

つきましては、以下に該当し、給食提供の停止を希望する場合は、別紙「申出書」の提出をお願いいたします。

1 対象者となる方

次のいずれかに該当する場合（あるいは該当する可能性がある場合）において、給食提供を停止する場合には申出書の提出が必要となります。

- (1) 傷病や不登校等より市が学校給食を実施する日において連続して30日以上学校給食の喫食が困難な場合
- (2) 思想信条等により学校給食の喫食が困難な場合
- (3) その他、学校給食課長が認める場合

上記のいずれの理由であっても、特定の日や特定の献立のみを喫食する又は喫食しないことはできません。ただし、牛乳のみ飲用を希望する場合には、その旨を申し出ください。

2 申出書の提出期限

給食提供の停止を希望される日の5日前（土日祝を含みません。以下同様）までに学校にご提出ください。これ以後に提出された場合には、申出日の5日後から給食を停止します。

3 留意事項

- (1) 申し出はあくまで保護者のご判断により行うものです。市が長期の欠席等の場合に提出を強要または推奨するものではありません。
- (2) 給食を再開する場合にはその旨の申出書をご提出いただきます。
- (3) 申し出により喫食を停止している児童・生徒に食物アレルギーがある場合は、給食再開の申し出後、食物アレルギー対応が確定するまで給食を喫食することはできません。

ご不明点や制度の詳細について確認したい場合には、下記担当までご連絡ください。

【担当】市教育委員会事務局教育部学校給食課管理係
電話：042-529-3511